

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：環境保健部

施策名：（施策6）化学物質対策の推進

施策体系：（目標6-4）国際協調による取組

評価結果の概要

【達成の状況】

- UNEP 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。
- UNEP における水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT（利用可能な最良の技術）/BEP（環境のための最良の慣行）に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。
- POPs 条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域における POPs モニタリングを推進する目的で東アジア POPs モニタリングワークショップを開催している。平成21年5月に開催された条約締約国会議に条約の有効性評価の為のデータとして国内及び東アジアにおける POPs モニタリングの結果を提出した。
- 第3 回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第3 回日中韓 GHS 専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。

【必要性】

- 地球規模での化学物質に関する取組として SAICM があり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。
- UNEP においては、地球規模での有害金属による汚染の防止に関する対策が検討されており、これらの動向に対応するため、環境モニタリング等の調査研究を進める必要がある。特に水銀に関しては、水銀管理に関する条約を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会を設置して2010年に交渉を開始し、2013年までのとりまとめを目指すことが合意されており、関連する交渉に貢献するとともに、我が国としての対応を検討する必要がある。
- POPs 条約に対しては、新しい物質の条約対象物質への追加等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC 条約）に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。
- GHS に対しては、国が分類を実施するとともに、その結果を公表し、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。
- OECD 関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。
- 平成18年12月に開催された第8回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。

【有効性】

化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。

- SAICM の進捗状況等についての検討や今後の新規の課題等について議論するために開催された第2回国際化学物質管理会議において、国際的には、アジア・太平洋地域代表として副議長を務めるなど、SAICM の実施に係る議論に積極的に貢献した。また、アジア・太平洋地域の二カ国（タイ及びブータン）における SAICM 実施の支援を行った。
- 国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた公開作業グループにおいて副議長を務めるなど、関連する議論に積極的に貢献した。また、水銀廃棄物管理に関するパートナーシップのリードとして、国内において会合を開催しBAT/BEP ガイドライン文書等に関する議論を行った。
- POPs 条約については、条約の第4回締約国会議に出席し条約への物質の追加等に関する議論に参加・貢献した。また、

POPs検討委員会に提案された 3 物質の条約対象物質への追加について検討を行った。さらに、従来からの国内、東アジア地域における POPs モニタリングを継続するとともに、東アジア地域における POPs モニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。

- PIC 条約については、締結(平成 16 年 6 月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。
- GHS に対しては、99 物質について過去の国による分類結果を見直すとともに、新たに 266 物質について分類を実施し、その結果を公表した。
- OECD については、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。
- 日中韓三カ国の情報交換については、第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログを中国北京市において開催した。また、第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合を開催し、三カ国間における GLP 制度の在り方や GHS 分類の違いの原因等について情報交換をすることができ、期待通りの結果が得られた。

【効率性】

- SAICM や GHS 及び有害金属対策については関係省庁連絡会議を開催し、関係各省と情報共有を図り、調整しつつ作業を行った。また、POPs 条約・PIC 条約・OECD への対応や日中韓間の情報交換等についても、作業の分担など関係各省と連携をはかり、効率的に対応した。事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定に当たっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。
- 第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログおよび第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合、さらに日中韓の化学物質管理政策及び日韓の REACH への対応戦略に関するセミナーのいずれも同時期に開催することで、個別に会議を開催する際に発生する重複費用を削減した。

【今後の展開】

- SAICM 国内実施計画の策定を進める。また、引き続き途上国における SAICM 実施に係る支援等を行いつつ、アジア太平洋地域における SAICM 実施についてリーダーシップを発揮する。
- 2010 年 6 月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。また、有害金属の環境監視を引き続き行い、国際的取組のための科学的知見を充実させる。
- 新たに POPs 条約に追加された物質群のモニタリング等の対応を実施するとともに、POPs 条約対象物質の追加に伴う国内実施計画の見直し等の国内対応を推進する。
- GHS の普及のため、対象となる物質の分類を引き続き行うなど、関連する国内の取組を強化する。
- OECD 等についても、引き続き、やテストガイドラインの新規検討等の必要な検討及び対応を行う。
- 日中韓の情報交換については、平成 22 年度に第 4 回日中韓化学物質政策ダイアログを日本において開催する。